

広島県告示第三百五十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称 （六四二一八） 楓原川支川	土砂災害警戒区域	所在地 広島県呉市焼山町地内	土砂災害警戒区域
			土砂災害特別警戒区域
土石流	自然現象の種類による原因の発生原因	表区域の示す区域	自然現象の種類による原因の発生原因
次の図のとおり	区域の名称		区域の名称
	の自然現象の種類による原因の発生原因		号三律の土戒定第区年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土第表示め第へ関防に砂二表示る八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。